

栃木県内共通遊漁券使用にあたってのご注意

それぞれの釣り場を管理する漁協の遊漁規則（含む公示）を守って釣りをしてください。

1 釣れる魚種は以下のとおりです。

溪流魚券／さくらます・やまめ、いわな、にじます

2 釣りは、竿釣り（含む 溪流魚のルアー、フライ、テンカラ）のみです。

3 ご利用できないエリアがあります。以下の漁場ではご利用いただけません。

- ① 中禅寺湖（中禅寺湖漁協管内（内共第8号第5種共同漁業権の区域））
- ② 大芦川上流（西大芦漁協管内（内協第19号第5種共同漁業権の区域））
- ③ 湯ノ湖・湯川
- ④ 東古屋湖特別漁場（栃木県鬼怒川漁協管内）
- ⑤ なら山沼特別漁場（栃木県下都賀漁協管内）
- ⑥ 入山沢特別漁場（おじか・きぬ漁協管内）
- ⑦ 小百特別漁場（今北漁協管内）
- ⑧ 箒川ルアー&フライ（C&R）エリア（塩原漁協管内）
- ⑨ 各漁協が開設する特設釣場及び釣り大会の区域。

4 ご利用できない期間があります。

遊漁期間においても次のエリア、期間はご利用いただけません。

- ・ 川治地区キャッチアンド・リリース区間
11月1日から組合が定めて公示する日まで
- ・ 箒川本支流（塩原漁協の区域）
溪流魚解禁日、解禁日翌日、解禁日翌々日はご利用いただけません。

5 既にご購入済の各組合遊漁券について

溪流魚遊漁年間券は払戻いたしかねます。

6 組合員になっていらっしゃる方はご注意ください。

- ① 県内の漁協の准組合員の方で、既に組合費（賦課金及び漁業料）を収めていらっしゃる場合、賦課金はお返しできませんのでご了承下さい。
- ② 共通遊漁券をご購入になり組合費（賦課金）をお支払いいただけない場合、組合員資格がなくなります。

再度組合員になろうとする際には改めて出資金が必要となりますのでご注意ください。

令和3年3月20日

栃木県漁業協同組合連合会